

## 不正な取引に関与した者への取引停止等に関する規程

(目的)

### 第1条

この不正な取引に関与した者への取引停止等に関する規程（以下、「本規程」という。）は、株式会社凜研究所（以下、「当社」という。）の公的研究費の適正な使用・運用を確保するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学省）に基づき、不正な取引に関与した者への取引停止等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(取引の要件)

### 第2条

当社は、売買、賃貸、請負その他の契約を締結する際に、特別の理由がある場合を除くほか、次の号のいずれかに該当する者を参加させてはならない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の第32条第1項各号に掲げる者

(取引停止処分の対象)

### 第3条

取引停止処分の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 契約に当たり、必要として求めた書面に、故意に虚偽の事実を記載し、不利益を及ぼした者
- (2) 公正な価格を害した者、不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監査の実施に当たって、従業員等の職務を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
- (6) 公的研究費を本来の用途以外に充当することを目的として、取引内容の偽装又は架空取引に加担し、又は協力した者
- (7) 取引により得た機密情報を漏洩した者
- (8) 取引に関連して、公的な機関又は組織との間で贈収賄を行った者、又は加担、協力した者
- (9) 前各号のほか、業務遂行に当たり、不誠実な行為を行い、契約の相手方として不適当と認められる者

(取引停止処分)

#### 第4条

不正な取引に関与した者への取引停止処分は、1か月以上12か月以内とする。但し、即時の取引停止により当会社の研究活動に著しく影響が生じる場合は、一定期間を経た後に取引停止処分とすることが出来る。

(処分の決定方法等)

#### 第5条

不正な取引に関与した者への取引停止処分措置は、不正な取引の発覚後、速やかに関係者の意見を聴取する等の状況調査を行い、総合的に決定する。

(宣誓書の提出)

#### 第6条

当社では、取引の内容及び特性に応じて、契約を締結する者から、事前取引の不正を防止する目的で宣誓書の提出を求めるものとする。宣誓書の形式は別紙の通りである。もしくは、宣誓書と同等の内容を盛り込んだ契約を締結する。なお、宣誓書提出の要否は過去の取引実績や見込まれる取引内容(回数・金額等)等を考慮した上で当社が判断する。

(不正対策の周知)

#### 第7条

取引業者への不正対策の周知について、当社では以下の通り定める。

(1) 周知内容：

- ・不正な取引に関与した者に対する処分方針(本規程)

(2) 周知方法：

- ・当社ウェブサイトに掲載

(3) 周知する時期及び回数

- ・当社ウェブサイトにて常時掲載
- ・内容に変更があった場合、速やかに更新

## 附 則

(施行)

本規程は、2024年3月27日より施行する。

(改廃)

この規程の改廃は、取締役会の決議により行う。